

屈大均『広東新語』にみられる蠶民関係史料の価値とその限界

The Value of Historical Materials and their Limits Related to Tan-min
from Guangdongxinyu by Qu-Dajun

王 歡 歡
WANG, Huanhuan

岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要
第50号 2020年12月 抜刷
Journal of Humanities and Social Sciences
Okayama University Vol.50 2020

屈大均『広東新語』にみられる蜑民関係史料の価値とその限界

王 歆 歆*

はじめに

蜑民¹とは、中国南部の沿海域と河川域において終生船上に居住して、主に漁撈・採珠などを営む人々である²。彼らは古くから社会の底辺と位置づけられ、主流社会から排除され、厳しく差別されていた³。

各時代の蜑民に関わる正史の資料はすくないが、地方志や文人筆記は数多く現存している。その文人筆記の中であって、屈大均の『広東新語』における蜑民関係の史料は先行研究において頻用されてきた。例えば、陳序經『蜑民的研究』（商務印書館、1946年）、韓振華「試析福建水上蜑民（白水郎）的歷史来源」（『廈門大学学報』第5期、1954年）、傅貴九「明清蜑民考略」（『史学集刊』第1期、1990年）、葉顕恩「明清広東蜑民的生活習俗与地縁関係」（『中国社会経済史研究』第1期、1991年）、詹堅固「試論蜑名変遷与蜑民族属」（『民族研究』第1期、2012年）等の専論が挙げられる。しかしながら、これらの研究はいずれも蜑民という語句の検討に集中している。そのため『広東新語』蜑民史料の一部しか使用しておらず、視点が限定されている傾向にある。

屈大均の『広東新語』については、早くから多くの研究が発表されている。その成果は主に以下のような五つの研究視角に分けられる。文献の考証に関する成果は、和田博徳「広東新語・南越筆記と文字獄」（『史学』第49巻、1979年）、楊皚「試説『羊城古鈔』与『広東新語』的關係」（『広東史志』第4期、1995年）、楊皚「關於『広東新語』中兩篇非屈大均写的文章」（『華南師範大学学報』第2期、2005年）等の論文が刊行されている。文献の価値に關しての研究では、李華「屈大均和他的『広東新語』」（『清史研究』第1期、1992年）、寒冬虹「屈大均与『広東新語』」（『文献』第3期、1994年）等に代表される。成書時期に關する代表的な先行研究としては、趙立人「『広東新語』の成書年代与十三行」（『広東社会科学』第1期、1989年）、吳建新「『広東新語』成書年期再探」（『広東社会科学』第3期、1989年）等の論文がある。このほか、民俗学的な視角からの研究も行われて

* 岡山大学大学院社会文化科学研究科博士後期課程

¹ 蜑民の呼称は時代により異なり、蜑民・蜑家・蜑民・遊艇子・龍戸・盧亭などと表記される。また、張玉書等編『康熙字典』や諸橋轅次『大漢和辞典』などの字典によると、蜑を正字としている。従って、本稿は蜑民という表記で統一するが、史料を引用する際は原文の表記に従う。

² 汪森『粵西叢載』卷24・蜑人（台湾商務印書館、1986年）、303頁：蜑，海上水居蠻也。以舟楫為家，採海物為生且生食之。……蜑人瀕海而居，以舟為宅或編蓬水汙，謂之水欄。以捕魚為業，辨水色以知龍居，故又曰龍人。

³ 劉墉等『（乾隆）清朝通志』卷85・食貨略5（上海商務印書館、1935年）、7251頁：蜑戸者該地方視為卑賤之流，不得與齊民同列甲戸。

いる⁴。なお、『広東新語』に見える特定の事象を扱ったものに、甘利広樹⁵、張星⁶、張相平⁷各氏による論考がある。

これらの先行研究のうち、日本語による代表的な成果を挙げると、和田博徳「広東新語・南越筆記と文字獄」、甘利広樹「『広東新語』にみる広東の山寇の性格」がある。和田博徳によれば、『南越筆記』の記事の大部分は『広東新語』の記事を転載したものにすぎないと言われている。これは極めて重要な指摘である。また、甘利広樹が広東の山寇の内部には蜚民も含まれていたと述べていることも注目される。一方、前掲の李華「屈大均和他的『広東新語』」や寒冬虹「屈大均与『広東新語』」などの研究において、屈大均の拔群の文才と『広東新語』の重要な価値に関しては、一致した見解が得られている。本稿もこれらの研究に大きく啓発された。しかしながら、『広東新語』における蜚民史料の価値と限界についての本格的な研究はなされていない。そこで、本稿では屈大均『広東新語』を事例にして、その本文に見える蜚民に関する史料を総合的に検討すると同時に、その史料的な価値を考察したい。

さて、屈大均（1630-1696）及び『広東新語』について簡単に紹介しよう。明末清初の文人である屈大均の初名は邵龍（紹隆ともいう）である。字は翁山、または騷餘・介子、号は浣君・華夫・三外野人など。広東番禺（現在の広東省広州市番禺区）の人である。屈大均の幼年時代には家に災難が続いたため、彼は南海（現在の広東省佛山市南海区）の邵氏に育てられた。隆武元年／順治二年（1645）、明政権下で行われた郷試に応じて諸生となった。同年、屈氏に復姓した⁸。順治四年（1647）、陳邦彦（屈大均の師）が清に対する反乱を起こした時に屈大均も参加したが、同年9月に蜂起は失敗して帰郷した。順治七年（1650）、広州は清軍によって陥落し、屈大均は番禺雷鋒山の海雲寺の函曇法師に入門して僧となった。順治十四年（1657）の秋、北方へ旅行し、魏耕の反清運動に参加した。事が漏れ、番禺に帰郷して還俗した。康熙十三年（1674）、三藩の乱にも参加したが、明朝復興の希望が薄いを見て、故郷番禺へと帰った。康熙三十五年（1696）、その故郷番禺において病気で亡くなった⁹。屈大均は主に学者として知られており、陳恭尹（陳邦彦の子）、梁佩蘭とともに嶺南三大家と呼ばれ、『広東新語』や『皇明四朝成仁録』・『翁山詩外』・『四書補注兼考』などを著している。その中で、『広東新語』は嶺南地方の歴史と風俗に関する最も重要な書物とし

⁴ 柳超球「海神信仰と海洋開発－従『広東新語』説起」（『青島海洋大学学报』第2期、1998年）等。

⁵ 甘利広樹「『広東新語』にみる広東の山寇の性格」（『栃木史学』第17号、2003年）。

⁶ 張星「屈大均『広東新語』中医薬内容探析」（『中医文献雑誌』第3期、2010年）；張星・劉小斌「浅析『広東新語』所載中医薬学文献」（『広東中医薬大学』第5期、2010年）。

⁷ 張相平「従『広東新語』看清清広東盜賊」（『南方論刊』第5期、2011年）。

⁸ 王鐘翰校『清史列伝』巻70・文苑傳1（中華書局、1987年）、5699頁：屈紹隆，字翁山，廣東番禺人。明諸生，遭亂棄去，為浮屠，名今釋，後返初服，更名大均。能書善詩。……與陳恭尹齊名，王士禎亟稱之。著有九歌草堂集。

汪宗衍『屈大均年譜』欧初等編『屈大均全集・第8冊』（人民文学出版社、1996年）、1851・1853・1858頁。

⁹ 清水茂「屈大均の詞」（『中国文学報』第50冊、1995年）、108-109頁。

て知られている。『広東新語』は全28巻からなり、総計869項目、『広東通志』を補うものと位置づけられ、毎巻一類として天・地・人を記し、また考証を附している¹⁰。

『広東新語』の成書時期に関しては、一致した見解が得られていない。汪宗衍は『屈大均年譜』において「康熙十七年（1678）、屈大均が28巻の『広東新語』を作成した」と主張した¹¹。彼はその理由としては以下の点を挙げる。庚申（康熙十九年〈1680〉）、屈大均は『読李耕客龔天石新詞作』を作成した。この詩に「交広春秋を書き上げた」¹²とある。また、康熙十八年（1679）、屈大均は妻子を伴って金陵（現在の江蘇省南京市）に行き、翌年に広東番禺に帰ったため、『広東新語』は金陵に行く前に書き上げたものと考えられる。趙立人も汪宗衍の見解に賛成している。加えて、『広東新語』には康熙年間の遷界令の発布及び一部廃止の時間を記していることから、趙は成書時期を康熙十六年（1677）後半期あるいは康熙十七年（1678）頃と指摘した¹³。一方、呉建新は「『広東新語』成書年期再探」を著し、汪宗衍や趙立人の立場を否定した¹⁴。呉の指摘によれば、『広東新語』巻4・水語の潭滄河條¹⁵に、両広総督を務めていた呉興祚が潭滄河の河路を疎通させる命令を下したことを記載している。そこに具体的な年月は明記されていないが、呉は『（乾隆）新寧県志』巻1・建置において、潭滄河路の疎通時期について「康熙二十六年間」という明確な表記があることを根拠に、康熙十七年成書説に反駁した。次いで、呉は『広東新語』巻2・地語・永安県條¹⁶や巻14・食語・穀條¹⁷と『入永安県記』前半がほぼ同様の内容であることに注目した。『入永安県記』は屈大均が永安県に行く途上で当地の風土について執筆した紀行文である¹⁸。故に、呉は『広東新語』の永安県條と穀條は、『入永安県記』の内容を直接に引用したものとみなす。永安県への移動について、『翁山亭記』には「丁卯（康熙二十六年〈1687〉）秋7月、県志を編纂するため、永安に至る。」¹⁹とあるため、『広東新語』永安県條と穀條は康熙二十六年7月以後に書き上げたものと考えられる。ま

¹⁰ 欧初等編『屈大均全集・第1冊』（人民文学出版社、1996年）、前言の1・8頁；屈大均『広東新語』（第2版）（中華書局、1997年）、出版説明の1頁。

¹¹ 前掲『屈大均年譜』（『屈大均全集・第8冊』）、1932頁。

¹² 前掲『翁山詩外』（『屈大均全集・第1冊』）、巻3・七言古・読李耕客龔天石新詞作、130頁：……交廣春秋我亦成，南方異物多經營。……

¹³ 趙立人「『広東新語』の成書年代と十三行」（『広東社会科学』第1期、1989年）、62頁。

¹⁴ 呉建新「『広東新語』成書年期再探」（『広東社会科学』第3期、1989年）、79頁。

¹⁵ 前掲『広東新語』巻4・水語・177條、166-167頁：潭滄河，在新寧県内。……兩廣總制吳公（呉興祚）巡海至此，念新寧百峰山下有潭滄鄉，河形隱隱，湮塞已數百年，浚之徑海，可以去患而就安，趨便而奪險。……

¹⁶ 前掲『広東新語』巻2・地語・67條、59-67頁：自歸善水東，溯東江而行，凡三日，至苦竹派。……

¹⁷ 前掲『広東新語』巻14・食語・430條、396頁：永安県境方七百里中，山凡九之，田一之。土壤肥沃，多上田，無所用糞。……

¹⁸ 前掲『翁山文外』（『屈大均全集・第3冊』）巻1・記・入永安県記、26-28頁：舟自歸善水東，溯東江而行，凡三日，至苦竹派。……計県境方七百里，山凡九之，田一之。土壤肥沃，多上田，無所用糞。……

¹⁹ 前掲『翁山文外』（『屈大均全集・第3冊』）巻1・記・翁山亭記、35頁：丁卯秋七月，予以志事至永安。……

た呉は、『廣東新語』巻14・食語・獲條²⁰の内容は屈大均の他の両文章『獲記』²¹と『場記』²²を結合したものであると述べている。『獲記』冒頭部には「歳丁卯、秋分之後三日」とあるため、『獲記』は康熙二十六年秋分以後に書き上げた作品と推定される。ここから、呉は『廣東新語』獲條の作成時期はおよそ康熙二十六年の秋分以後と推測する。以上より、『廣東新語』の成書時期に対する呉の結論は、康熙二十六年または康熙二十六年以降というものである²³。

『廣東新語』成書時期について、呉建新の見解は貴重な情報を筆者に提供してくれる。さらに付け加えるならば、屈が汪士鋐（字は扶晨、号は栗亭、安徽出身）に与えた書簡「復汪栗亭書」が『廣東新語』の刻成時期を考察するのによい資料となる。例えば、「丁卯（康熙二十六年）9月3日に貴殿から手紙をもらった。……ほかに、700枚余りの『廣東新語』と1500枚余りの『廣東文選』があり、皆すでに刻成したのだが、資金に苦しんでおり、印刷できない。……私の母である黄氏は今年84歳だ……」²⁴とある。これを読めば、屈が手紙を書いた際、『廣東新語』及び『廣東文選』を刻成していたことは確実である。ただし、返書の日付は断定できない。また、広州府知府劉茂溶（生没年不詳）が「『廣東文選』序」を書いており、文末に「康熙二十六年歲次丁卯十月既望（10月16日）」²⁵という記述があるので、『廣東文選』の刻成及び屈が手紙を書いたのはそれ以後のことである。さらには、屈が書いた「哀述」と「先夫人耐葬記」によると、癸酉（康熙三十二年〈1693〉）4月8日に屈の母・黄氏が90歳で逝去したことがわかる²⁶。これにより、屈大均が手紙を書き上げた年代はその母の死の6年前、即ち康熙二十六年10月16日から康熙二十六年の年末にかけてである。

要するに、『廣東新語』の成書時期は最も早くて康熙二十六年の秋分頃であろう。刻成時期についても、およそ康熙二十六年の秋分以降から遅くとも康熙二十六年年末にかけてである可能性が強い。また、印刷の資金不足が刊行の障害となったことも明らかになった。

前述のように、屈大均は明の遺民として清朝に対する抵抗の生涯を送った。その反清思想も彼の

²⁰ 前掲『廣東新語』巻14・食語・432條、397頁：秋分後三日外，沙田所種早粘已熟，納諸場，以二牛躡之，不以連耬。……獲既登場，以三牛旋轉其上，凡五反覆，穀乃盡脫其稈，餘乃以連耬施之。……

²¹ 前掲『翁山佚文』（『屈大均全集・第3冊』）獲記、428頁：歳丁卯，秋分之後三日，予所耕黄女官沙田，其早粘已熟。……納諸場，以二牛躡之，不以連耬。……

²² 前掲『翁山佚文』（『屈大均全集・第3冊』）場記、429頁：……禾既登場，以三牛旋轉其上，凡五反覆，穀乃盡脫其稈，餘乃以連耬施之。……

²³ 前掲「『廣東新語』成書年期再探」、81-83頁。

²⁴ 前掲『翁山佚文』（『屈大均全集・第3冊』）復汪栗亭書、480・482頁：丁卯九月之三日，復得足下所惠書，……外有《廣東新語》七百餘紙，《廣東文選》一千五百餘紙，皆已刻成。苦無資，未能刷印。……僕有老母黄今年八十四。……前掲『廣東新語』巻14・食語・432條、397頁：秋分後三日外，沙田所種早粘已熟，納諸場，以二牛躡之，不以連耬。……獲既登場，以三牛旋轉其上，凡五反覆，穀乃盡脫其稈，餘乃以連耬施之。……

²⁵ 屈大均『廣東文選』北京圖書館古籍出版編輯組編『北京圖書館古籍珍本叢刊117・集部・總集類』（書目文獻出版社、1988年）、劉序の4頁：康熙二十六年歲次丁卯十月既望，知廣州府事梅川劉茂溶謹序。

²⁶ 前掲『翁山詩外』（『屈大均全集・第2冊』）巻9・哀述、792頁：母以四月八日終。前掲『翁山文鈔』（『屈大均全集・第3冊』）巻2・先夫人耐葬記、316-318頁：於是以其期六月二十有五日丁酉，……先夫人穴在府君前三尺，左偏稍下，蓋先君之葬，自己丑至今癸酉，四十五年矣。……先夫人大暮，不幸年僅九十，而大均則六十有四也。……

著作の内容に反映されている。例えば、『広東新語』の「沙田」²⁷及び「遷海」²⁸において、屈大均は清朝廷の遷界令を批判しており、また清の年号を使っていない。そのため、雍正・乾隆年間に至ると、屈大均の文字の獄が発生した。屈大均の著書は禁書となって、しかも後裔をも巻き添えにした²⁹。さらには、清朝廷が修撰した『（乾隆）番禺県志』・『（道光）広東通志』などの地方志にも屈大均の記事が全く記載されていない。清末民初に成書した『（宣統）番禺県統志』（巻18・人物1）、『清史稿』（巻484・列伝271・文苑1）、及び『清史列伝』（巻70・文苑傳1）などの書においてようやく屈大均が立伝されている。こうした事情から、『広東新語』の現存版本は極めて少なく、康熙三十九年（1700）木天閣³⁰原刻本と乾隆年間水天閣翻刻本があるのみである。しかしながら、後者には誤りが多数存在しており、木天閣を水天閣に書き間違えてさえいる³¹。通行本としては、木天閣原刻本と水天閣翻刻本二つの底本を併用した中華書局香港分局本（1974年第1版）・中華書局本（1985年第1版・1997年第2版）、中華書局香港分局の活字本に依拠した広東人民出版社校点本（李育中等注『広東新語注』、1991年第1版）、木天閣原刻本に依拠した人民文学出版社本（欧初等編『屈大均全集・第4冊』所収、1996年第1版）がある。本稿では、主に中華書局校点本の第2版を用い、広東人民出版社校点本の第1版を参照して補足した。

I. 『広東新語』 蟹民史料の検討

1. 史料の和訳³²

以下、『広東新語』における蟹民に関する本文を紹介する。和訳は次の通りである³³。

〔史料1〕 茭塘（番禺の北東の村、現在の広州市） 茭塘は海に臨んでいる。およそ朝は無人で、

²⁷ 前掲『広東新語』巻2・地語・57條、51頁：……盛平時，海無寇患，耕者不須結墩，皆以大船載人牛，合數農家居之。喪亂後，大船為官府所奪，乃始結墩以居。自癸巳〔順治十（1653）年〕遷海以來，沙田半荒。……

²⁸ 前掲『広東新語』巻2・地語・63條、57-58頁：……歲壬寅二月，忽有遷民之令，滿洲科爾坤、介山二大入者，親行邊徼，令濱海民悉徙內地五十里，以絕接濟台灣之患。於是麾兵折界，期三日盡夷其地，空其人民。棄貲携累，倉卒奔逃，野外露栖，死亡載道者，以數十萬計。……自有粵東以來，生靈之禍，莫慘於此。……

²⁹ 屈大均の文字の獄及びその後裔が文字の獄の巻き添えとなったことについて、『清代文字獄檔』第二輯・屈大均詩文及雨花臺衣冠塚案〔雍正八（1730）年十月起乾隆四十（1775）年三月止本案係雍乾兩朝者〕、傅泰奏屈明洪（屈大均の長男）繳印投監折（硃批諭旨）、李侍堯德保奏據繳屈大均詩文摺（軍機處檔）、李侍堯德保奏據繳屈大均廣東新語並查繳文外摺（軍機處檔）、李侍堯德保奏審擬屈稔滇屈昭泗（屈大均の同族）情形摺（軍機處檔）、屈稔滇屈昭泗供單（軍機處檔）、屈大均詩文止須銷毀屈稔滇等俱不必治罪諭（實錄 東華錄 聖訓聖德門 卷三）、高晉奏查屈大均所葬衣冠處之雨花臺摺（軍機處檔）等（上海書店出版社、2011年）、129-140頁を参照。

³⁰ 木天閣とは、元々学士の居所、天子の書籍を所蔵する庫のことである。ただし、ここでの木天閣は広州木天閣書坊を指す。

³¹ 前掲『屈大均全集・第1冊』、前言の7頁；前掲『広東新語』、前言の2頁。

³² 原文は表1を参照。

³³ 史料の紹介は原文を尊重し、筆者の加筆は括弧で示している。原文の蟹人、蟹家は和訳では蟹民に改めた。しかし、「蟹家賊」及び「蟹家艇」は学界で通用しているため、そのため蟹の字のみを蟹に改めた。原文については表1の最左列を参照。

夕には市ができ、行商人は捕獲した魚介を入れた籠を持ってやって来て、農民の物は貨幣で交換するが、蜑民の物は米で交換する³⁴。

〔史料2〕蜑家賊 広東内の盗賊について、その問題は散在していることにあって、集住していることではない。問題は住居のない者にあつて、住居のある者ではない。住居のある者に盗賊は少ないが、住居のない者に盗賊は多い。即ち蜑民はその一種である。蜑民は元々海賊であり、その性は殺戮を嗜む。彼らは大船、小舟に乗って大波に出没する。江海の水道は危険であり、しかも蜑民の間の分合は予測できない。また、水陸の諸盗賊と結託している。我が巡視船が少ないと、盗賊を追跡することができない。水軍が少ないと、強力な盗賊を防ぐこともできない。常に盗賊より多くの兵士を配置させなければならない。決して盗賊が兵士より多くなつてはいけぬ。また、厳しい法律を制定している。即ち、もし盗賊が民一人を殺したら、一兵士を処罰する。もし盗賊が一兵士を殺したら、一官を処罰する。もし盗賊が民船を略奪したら、一巡視船の食物を取り上げる。そして処罰された者に手柄を立てさせるため、昼夜を問わず巡行するよう命じる。こうしてこそ盗賊を肅清することができる。一方、蜑民は甲冊に編入させ、水上での優勢により、十艇ずつを一隊とし、十隊を一長とし、川ごとに分けて守備させている。おそらく洪武初に蜑民をもって水軍と為す制度をまねたものである。その中の二、三の智勇ある者を抜擢して大長と為し、官職を与える。軍律によってその族を治めさせ、巡視船などと相互に補佐する。また、諸県の富民を集めて烏槽、横江の二種類の船を作らせる。平素は漁撈と製塩を生業とする。危険があれば船人が皆兵士になり、交替で当直する。およそ外海の盗賊を討つ時には烏槽を使う。内海の盗賊を討つ時には横江を使う。また、東、西江において日艘・夜艘（渡船）の諸艘長をみな哨長とする。しかもその餉を徴収しない。こうすれば朝廷は兵士を養う苦労がなく、水師も自足できる。いったん事変があれば、直ちに集結することができる³⁵。

〔史料3〕広州時序 五月朔日より五日に至るまで、……男女は船に乗り、海珠（現在の広州市の海珠区）にて行われる競漕を観て、蜑女の小舟において花果を買う³⁶。

〔史料4〕粵歌 蜑民は歌を歌うことも好きだ。結婚式の時には二隻の船を近付ける。男が歌に勝つと女の服を引いて船に迎える³⁷。

〔史料5〕舟楫為食 吾が広東では食物が雑多で、水上に居住し生活することは特に容易である。けれども、禾蟲（ゴカイの一種）の埤、蟪蛄の塘はすべて有力者に奪われた。有力者は漁課（漁業税）をもって名目となし、東、西江を分割して占拠する。貧しい者は海の利益を得られない。蜑民

³⁴ 前掲『広東新語』巻2・地語・45條、45頁。

³⁵ 前掲『広東新語』巻7・人語・260條、250頁。

³⁶ 前掲『広東新語』巻9・事語・332條、299頁。

³⁷ 前掲『広東新語』巻12・詩語・399條、361頁。

の中の蜆笏・蝦簍³⁸はたとえ僅かの物でも、すべてが主人に所属している。海の利益は豊饒であるが、人によって取られてしまうのであり、天によって取られるのではない³⁹。

〔史料6〕珠 蜆民は黒い入れ墨をして海に潜ることを試みていた⁴⁰。

〔史料7〕戦船 ある時は（戦船の）船長が蜆民と水中に潜って相手の船を掘る。……蜆民の住んでいるところは艇と呼ばれる。孔鮒曰く：小船は艇というのである⁴¹。

〔史料8〕蜆家艇 諸蜆民は船を家とする。これを蜆家と呼ぶ。蜆民の男が未婚であれば、船尾に一鉢の草を置く。蜆民の女が未婚であれば、船尾に一鉢の花を置く。この方式によって媒酌とする。結婚式の時には蛮歌で迎える。男が歌に勝つと女を奪って船に迎える。その年上の女子は魚姉と言ひ、年下の女子は蜆妹と言う。魚は大きく蜆は小さいため、姉は魚と呼び、妹は蜆と呼ぶのである。潜水が得意な蜆民は毎度刀とほこを持って、巨魚と闘う。もし蜆民が岩礁の間に大魚を見かけたら、大魚と遊び戯れて鱗とひれを撫で、大魚が口を開くと、長縄に繋いだ鈎を大魚の両腮に引っ掛け、大魚を引いて水面に浮かべる。ある時は数十人が網を張り、数人が水に潜って大魚を網の中に誘い込む。人は魚網を取り込みながら、水面に浮かべる。かつて大魚に食べられた人もいる。あるいは、大魚が洞穴に戻って穴の入り口に横たわったため、出て行けなくなって死亡した者もある。年長の海鱈（セミクジラ）は常にその子を背負って水中で百里も泳ぐ。蜆民は長縄に繋いだ鎗を海鱈の子に飛ばして刺す。海鱈の子が死ぬのを待ち、死んだことを確認したら、死体を砂浜に引き揚げ、脂肪を取り出す。その価格は万銭に至る。蜆民の婦女はみな生魚を食べることを好み、遊泳が得意である。昔、龍戸と呼ばれる者があり、入水する時に全身に入れ墨を施し、蛟龍の子に似せた。水中三四十里に入っても、大魚の害を避けられる。現在、その名は瀬家という。女性は瀬と称され、男性は龍と称される。みな人ではないとみなされたためである。しかし今広州の河泊所は大罾小罾、手罾、罾門、竹箔、簍箔、攤箔、大箔小箔、大河箔、小河箔、背風箔、方網、輦網、旋網、竹笏、布笏、魚籃、蟹籃、大罟、竹簍という十九種の蜆民を定め置いている。毎年、河泊所が戸籍に基づいて船を検査して漁課を徴収し、民と同じように扱っている。蜆民らは次第に文字を知ようになり、陸地に集住して村落をつくる蜆民も現れた。その場所は広州の城西の周墩と林墩がそれである。しかし良民は蜆民と通婚しない。それは蜆民が凶暴な性格でよく強奪を行い、水郷の禍害となったからである。かつて徐、鄭、石、馬の四姓があり、数百隻の戦船を所有していた。彼らは東江・西江で財貨を略奪し、多く平民を殺戮した。彼らが帰順した後、また紅旗・白旗などの海賊が現れたが、これらはみな蜆民の凶悪な者である。その婦人もよく戦闘を行い、船を操り、海を駆け回って利益を求める。「僞族は田畑に居てひたすら残忍で、蜆民は水上に居てひたすら愚かである」と言われ

³⁸ 蜆笏・蝦簍については史料11を参照。

³⁹ 前掲『広東新語』巻14・食語・429條、395頁。

⁴⁰ 前掲『広東新語』巻15・貨語・443條、412・415頁。

⁴¹ 前掲『広東新語』巻18・舟語・521條、480頁。

るが、全くそうだというわけではない。広東は元来盗賊が多いが、海洋での劫掠は多く蜑民によって起こる。その船は江の水面に出没し、船数の多寡も一定でない。あるときは十余艇をもって一鯨となり、あるときは一、二罟（大きな漁網の一種）ないし十分罟をもって一朋となる。毎朋に数隻の郷舡（香舡ともいう、小船）がついて魚を塩漬けにする。情勢が有利になると劫掠を行うため、旅商人の災いになっている。秋季収穫の時、すぐに農民の手から穀物を奪い取ることもある。稲を収穫した農民は、各々銭と米を蜑民に与えることによって、蜑民に沙田（河海の沿岸に設けた田）から出ていってもらえる。その暴虐さは以上の通りである。論者は「十船を一甲とし、一名の甲長を置く。三甲を一保とし、一名の保長を置く。辺鄙で船の少ないところや零細な漁民、大船及び小船の有無にかかわらず、みな保甲に編入される。名前を互いに知ること、動きを相互に察知できる。ある蜑民が罪を犯した時は、同保甲の関係者が連座して処罰を受ける規定によって、奸船を隠せなくなり、盗賊を一掃することができる。舡船（四櫓六櫓は小舡、八櫓は大舡である）及び澳艇（小船）を取り除くことは、もっとも優先すべき急務だ」と言う⁴²。

〔史料9〕龍 南海は龍の多く集まるところである。昔、水中で真珠を採る者はみな全身に入れ墨を施し、龍の子に扮装した。龍から同類だとみなされて噛み食われないようにするのである。今日、人が龍に慣れ親しんできたので、龍戸（蜑民）はみな龍をやもりとみなすようになった⁴³。

〔史料10〕鱔 鱔と魚の属性は概ね逆である。魚は火に属して男性の精力を滋養する。蜑民に子供の数が多いのは魚を多く食べるからである⁴⁴。

〔史料11〕白蜆 蜆女はみな黒泥砂において蜆を採る。およそ蜆を採る蜑民は蜆簍と呼ばれ、蜆を捕る蜑民は蜆籃と呼ばれる。その富者は遠海に出かけて大魚を捕る。白蜆の儲けは白蜆塘⁴⁵が最も良い。豪家はほしいままに深い湾を奪って池塘を作る。白蜆の産量には多寡があるが、運によって定まるとみなされている。蜑民はこの池塘で作業をして白蜆を採るときにも、同様と考えた。故に「今年は白蜆が多いので、蜑民の銭もかごに一杯になる」という俗諺がある⁴⁶。

2. 史料の分類

上掲『広東新語』中の11点の蜑民史料は、以下のような5類に区別できる。それぞれについて検討を加えていこう。

生活 史料6「蜑民は黒い入れ墨をして海に潜ることを試みた（蜆人嘗玄身没海）」・史料7「蜑民は船を家とする（蜆以艇為家）」及び「潜水が得意な蜑民……蜑民は長縄に繋いだ鎗を海鱸の子

⁴² 前掲『広東新語』巻18・舟語・527條、485-486頁。

⁴³ 前掲『広東新語』巻22・鱗語・613條、545頁。

⁴⁴ 前掲『広東新語』巻22・鱗語・628條、564頁。

⁴⁵ 白蜆塘について、『広東新語』の巻23・介語・647條に「番禺海中有白蜆塘，自獅子塔至西江口，凡二百餘里，皆產白蜆。」とある。

⁴⁶ 前掲『広東新語』巻23・介語・647條、578-579頁。

に飛ばして刺す（善没水……蜃人輒以長繩繫鎗飛刺海鱗）」・史料9「水中で真珠を採る者（入水採珠貝）」・史料10「魚を多く食べる（以多食魚）」・史料11「蜆を採り、蝦を捕る（取蜆、取蝦）」の記載からみれば、広東の蜃民は船に住み、魚を食と為し、漁業を主たる生計とした生活をしてきたものと見られる。真珠や貝類を取って暮らしをたてていた蜃民が存在しており、また彼らは捕鯨にも従事していたことがわかる⁴⁷。史料8「出て行けなくなって死亡した者もいる（穴中不能出而死）」は、船を河海へ出すことの危険度が極めて高いことを示している。さらに真珠などを採るために、蜃民は水中に潜ることも多かった。水中作業には危険が伴うため⁴⁸、潜水技術に熟練していたとしても、遭難する可能性がある。このように、蜃民の生活は決して安全なものとは言い難い。

交易 史料1・史料3は広州の蜃民が陸地民との産物の交換及び商売を行うことについての記録である。史料1が示しているように、蜃民は生活の用品（米など）を求めて、獲った水産物を陸地の市場に持っていき、陸地民と単純な物々交換を行っていたことが知られる。また史料3によれば、自分が所有する船で花果を売っている女性蜃民もいる。よって、蜃民は漁業に従事するのみでは自給自足生活が成り立たないため、陸地民との交流が必要であったのだろう。

風俗 史料4・史料8の冒頭によれば、蜃民男女の結婚は比較的自由で、未婚の蜃男は船尾に一盆の草を置き、未婚の蜃女は船尾に一盆の花を置き、この方式によって媒酌とする。また、結婚式の時には「蜃歌」を歌い競い、船で嫁を迎える。さらに、以上の二史料から見ると、同類結婚する場合は明記されているが、史料8には良民⁴⁹と通婚しないと記している。なお、『(光緒)四會縣志』⁵⁰・

⁴⁷ 『大明會典』によると、広東の沿海で製塩業を営んでいた蜃民もいた。申時行等修・趙用賢等纂『(萬曆)大明會典』卷34『續修四庫全書』789・史部・政書類（上海古籍出版社、1995年）、600頁：（正徳五年）議准：廣東沿海軍民蜃戸，賴私煎鹽斤為生，許令盡數報官，於附近場分減半納課，以補無徵之數。鹽課提舉司給與批文執照，有不報官貨賣私鹽者充軍。しかし、陳序經の『蜃民的研究』（商務印書館、1946年）、129頁においても、「製塩の経営は一部の蜃民の職業にすぎない」と指摘されている。

⁴⁸ このような生活実態に関連して、次の二史料がある。范成大『桂海虞衡志校注』卷13・志蜃（広西人民出版社、1986年）、118頁：蜃，海上水居蟹也。以舟楫為家，採海物為生。且生食之，入水能視，合浦珠池蚌蛤，惟蜃能没水採取。旁人以繩繫其腰，繩動搖則引而上，先煮龜卵極熱，出水急覆之，不然寒慄以死。或遇大魚蛟鼉諸海怪，為鬚鬣所觸，往往潰腹折肢，人見血一縷浮水面，知蜃死矣。

前掲『広東新語』卷15・貨語・443條、413頁：珠蚌生在数十丈水中，取之必以繩引而縋人而下。氣欲絕，則掣動其繩。舟中人疾引而出，稍遲則七竅流血而死，或為惡魚所噬。

⁴⁹ 良民の解釈については『(光緒)欽定大清會典』に、「凡民之著於籍，其別有四：一曰民籍，二曰軍籍，三曰商籍，四曰竈籍，察其祖寄，辨其宗系，區其良賤。注：四民為良，奴僕及倡優隸卒為賤。其山西陝西之樂戸，江南之丐戸，浙江之惰民，皆於雍正元年七年八年，先後豁出賤籍。」とある。昆岡等纂『(光緒)欽定大清會典』卷17（上海書局、1911年）、6-8頁。

⁵⁰ 陳志喆修・吳大猷纂『(光緒)四會縣志』上海書店出版社等編『中国地方志集成：廣東府縣志輯』編1・輿地志・蜃蜃（上海書店出版社、2003年）、127頁：……婚娶率以酒相餽遺，群婦子飲於洲塢岸側。是夕兩姓聯舟，多至數十，男婦互歌。……

『(民国)陽春縣志』⁵¹などの文献においても、蜑民の間の婚俗に言及するが、良民との通婚の婚俗に関する記述は見あたらない。一方、明・王士性撰の『広志繹』巻5に、「婚姻においても蜑民が蜑民に嫁ぐ」⁵²とある。従って、蜑民は同類結婚が基本であったと言ってよいだろう。

史料6・史料8「入水する時に全身に入れ墨をした(入水輒繡面文身)」・史料9は、蜑民の入れ墨の習慣について述べている。水中での作業には多大な危険が伴うため、蜑民は自分の経験に頼る以外に、全身に入れ墨をし、蛟龍の子に扮装して安全を祈った。この特殊な風俗習慣もまた良民から遠ざかる要因となったと予想される。

圧迫と差別 史料5・史料8は、蜑民が圧迫と差別を被った状況を伝える。史料5は地方の有力者が「漁課」という名目で蜑民の漁獲から搾取を行っていたことを示している。周知の通り、蜑民は昔から賤民の一つとみなされ、良民とは異なる待遇を受けてきた。史料8はまさに蜑民が差別を受けていたことを物語る。良民が蜑民と通婚しない理由として、蜑民の凶暴な性格や略奪を行うことが憎まれたからと推測される。しかも生活習性によって龍戸・獺家という呼称がある。ここには良民が蜑民を人ではないとみなす態度がうかがわれる。

政府による管制 史料2・史料8の後半部によれば、広東の蜑民は東、西江及び南部沿海域に集中していたが、その生活場所は固定してはいなかった。その原因としては、漁場が季節によって変わり、定住が望ましくなかったことが考えられる。また、蜑民は船に居住し、主に漁撈を営みながら生活してきた。しかしながら、時には生活に困った蜑民が盗賊と結んで、河海及び沿岸に出没して略奪を行っていた。政府は蜑民の動きを把握することが困難なため、広東に河泊所⁵³を設けて蜑民を管理しようとした。更に、船を操ることに優れた蜑民は、現地の保甲に編入されることもあった。彼らは魚介類の採捕を生業とし、非常時には水軍に編入された。

II. 『広東新語』と後続の史料との関係

前述したように、『広東新語』は明清時代の広東の気候や風土・民俗・物産などの事項を記録した著作である。その869條のうちには、計11箇所の蜑民関係史料が見られる。一方で范端昂『粵中見聞』(『説粵新書』)と李調元『南越筆記』(『粵東筆記』)の両書も嶺南地方を研究するための非常に重要な書物である。しかしながら、三書の内容を全面的に比較すると、多数の項目において類似の記述が見られる。表1に示すように、『粵中見聞』・『南越筆記』のうち、蜑民記事の大部分は『広東新

⁵¹ 藍榮熙修・吳英華纂『(民国)陽春縣志』上海書店出版社等編『中国地方志集成:広東府縣志輯』巻13・事紀・蜑戸(上海書店出版社、2003年)、428頁:……婚配以歌相贈答,無冠履禮貌,不諳文字,以舟楫為家,捕魚為業,或編蓬瀕水而居,不敢與齊民齒。……

⁵² 王士性『広志繹』巻5(中華書局、1997年)、114頁:婚姻亦以蜑嫁蜑。

⁵³ 明の洪武年間、広東に河泊所を設けた。朝廷は河泊所を通じて漁戸より漁課を徴収した。徴収した物品は貨幣、米、魚油などに及んだ。河泊所は清代末期に至るまで設置され続けた。前掲『蜑民的研究』、98頁;中村治兵衛『中国漁業史の研究』(刀水書房、1995年)、111頁。

語』から転載したものである。

表1：『広東新語』・『粵中見聞』・『南越筆記』本文の比較⁵⁴

『広東新語』・28巻・1687年頃成書	『粵中見聞』 ⁵⁵ 1・35巻・1730年頃成書	『南越筆記』 ⁵⁶ 2・16巻・1781年頃成書
（史料1）菱塘：菱塘之地瀕海，凡朝墟夕市，販夫販婦，各以其所捕海鮮連筐而至。𧄢家之所有，則以錢易之。𧄢人之所有，則以米易。……	（巻4・地部1）菱塘：菱塘之地瀕海，水光接天，煙波縹緲，絕多魚、蝦、蟹、鰲諸般海產。販夫販婦各以其所捕海鮮至此貿易。𧄢家所有，則易以錢。𧄢人所有，則易以米。	無し
（史料2）𧄢家賊：廣中之盜，患在散而不在聚，患在無巢穴者而不在有巢穴者。有巢穴者之盜少，而無巢穴者之盜多，則𧄢家其一類也。𧄢家本鯨鯢之族，其性嗜殺，彼其大鱧小鰻出沒波濤，江海之水道多歧，而𧄢朋之分合不測。又與水陸諸兇渠相為連結，我哨船少則不能躡其蹤跡，水軍少亦無以當其鋒銳，計必兵恆有餘於盜，毋使盜恆有餘於兵。又設為嚴法，如盜殺一人，則以一兵抵，殺一兵，則以一官償，劫一民舸，則奪一哨船之食。而責之立功，晝夜巡行，惟盜是索。而𧄢人則編以甲冊，假以水利，每十艇為一隊，十隊為一長，畫川使守，略倣洪武初以𧄢人為水軍之制。擇其二三智勇者，為之大長，授以一官，俾得以軍律治其族，與哨船諸總，相為羽翼。又使諸縣富民，仍得朋造烏槽、橫江二船，專業漁鹽，有警則船人皆兵，分班守直。凡出海外海制賊用烏槽，裏海制賊用橫江船。又使東西二江日艘夜艘諸艘長，皆為哨長，而勿徵其餉。如此，則上無養兵之勞，而水師自足，一有事，旦暮可集矣。	（巻20・人部8）𧄢人：洪武初年，以𧄢人為水軍之制，擇其一二智勇者，授以一官，俾得以軍律治其族。與哨船為羽翼，無事不敢為盜，有警則水師自足也。	（巻7）𧄢家：𧄢家本鯨鯢之族，其性嗜殺，彼其大鱧小鰻出沒，江海上水道多歧，而𧄢朋之分合不測。又與水陸諸兇渠相為連結，故多𧄢家賊云。
（史料3）廣州時序：……五月自朔至五日，……士女乘舫，觀競渡海珠，買花果於𧄢家女艇中。……	（巻3・天部3）時序：……五月朔日至初五，俗以柁葉包糯米為粽，飲菖蒲及艾酒，擘荔。……	（巻1）五月五日：粵中五月採蓮競渡，至五日乃止。廣州奪標較勝有逾月者，今此風已戢。……
（史料4）粵歌：……𧄢人亦喜唱歌，婚夕兩舟相合，男歌勝則牽女衣過舟也。	無し	（巻1）粵俗好歌：𧄢人亦喜唱歌，婚夕兩舟相合，男歌勝則牽女衣過舟也。

⁵⁴ 同じ行に『粵中見聞』・『南越筆記』の蠻民の関連記事が『広東新語』と類似する箇所を下線で示す。蠻民についての記述以外で文が一致する箇所を波線で示す。表1が示しているように、『粵中見聞』の中で蠻民に関する記述は『広東新語』より転載した部分が甚だ多い。三書の内容を比較して見ると、『南越筆記』に見える蠻民の記事は『粵中見聞』の本文と完全に異なることがわかる。また、『南越筆記』に見える蠻民の記事は、『広東新語』を引用して若干の変更を加えたものであることが明らかになる。

⁵⁵ 范端昂『粵中見聞』（広東高等教育出版社、1988年）、24・33・232・247・271・357・359・373頁。

⁵⁶ 李調元『南越筆記』新文豊編輯部編『叢書集成新編・第94冊』（新文豊出版公司、2008年）、253・255・271・279・283・285・286・304頁。

(史料5) 舟楫為食：(廣為水國，人多以舟楫為食。益都孫氏云：南海素封之家，水陸兩登。……) 按吾廣多雜食物，而水居尤易為生。顧禾蟲之埠，蠅蛄之塘，皆為強有力者所奪。以漁課為名，而分畫東西江以據之，貧者不得沾丐餘潤焉。蛋人之蛄笏蝦籃，雖毫末皆有所主。海利雖饒，取於人不能取於天也。	無し	(卷16) 廣為水國：廣為水國，人多以舟楫為食。益都孫氏云：南海素封之家，水陸兩登。……
(史料6) 珠：(……凡採生珠以二月之望為始，珠戶人招集羸夫，割五大牲以禱。稍不虔潔，則大風翻攪海水，或有大魚在蚌蛤左右，珠不可得。……) 蛋人嘗玄身沒海。……	(卷21・物部1) 珠：……採珠常以二月之望為始，珠戶人招集羸夫，具五大牲以祭。稍不虔潔，則大風翻攪海水，或有大魚在蚌左右，珠不可得。……	(卷5) 珠：……凡採生珠以二月之望為始，珠戶人招集羸夫，割五大牲以禱。稍不虔潔，則大風翻攪海水，或有大魚在蚌蛤左右，珠不可得。……
(史料7) 戰船：……班首或同蛋人沒水鑿船。……(其日朋罟者，以船十數摺為一朋，同力以取大魚，故曰朋罟，亦曰擺帘網船。) ……蛋人所居日艇。孔鮒云：小船謂之艇。……	(卷24・物部4) 民船：……其日朋罟者，以船十數摺為一朋也。……	無し
(史料8) 蛋家艇：諸蛋以艇為家，是曰蛋家。其有男未聘，則置盆草於梢，女未受聘，則置盆花於梢，以致媒妁。婚時以蠻歌相迎，男歌勝則奪女過舟。其女大者曰魚姊，小曰蛄妹。魚大而蛄小，故姊曰魚，而妹曰蛄。蛋人善沒水，每持刀槳水中與巨魚鬪，見大魚在巖穴中，或與之嬉戲，撫摩鱗鬣，俟大魚口張，以長繩係鉤，鉤兩腮，牽之而出。或數十人張罟，則數人下水，誘引大魚入罟，罟舉，人隨之而上，亦嘗有被大魚吞啖者。或大魚還穴，橫塞穴口，已在穴中不能出而死者。海鱸長者互(巨)百里，背常負子，蛋人輒以長繩繫鎗飛刺之，候海鱸子斃，拽出沙潭，取其脂，貨至萬錢。蛋婦女皆嗜生魚能汨汨。昔時稱為龍戶者，以其入水輒繡面文身，以象蛟龍之子。行水中三四十里，不遭物害。今止名曰賴家。女為賴而男為龍，以其皆非人類也。然今廣州河泊所，額設蛋戶，有大罟小罟、手罟、罟門、竹箔、簍箔、攤箔、大箔小箔、大河箔、小河箔、背風箔、方網、轆網、旋網、竹笏、布笏、魚籃、蟹籃、大罟、竹笏等戶一十九色。每歲計戶稽船，稽其魚課，徵其魚課，亦皆以民視之矣。諸蛋亦漸知書，有居陸成村者，廣城西周墩、林墩是也。然良家不與通姻，以其性凶善盜，多為水鄉禍患。曩有徐、鄭、石、馬四姓者，常擁戰船數百艘，流劫東西二江，殺戮慘甚。招撫後，復有紅旗、白旗等賊，皆蛋之梟黠，其婦女亦能跳蕩力鬪，把舵司雙，追奔逐利。人言僑居峯而偏忍，蛋居水而偏愚，未盡然也。粵故多盜，而海洋聚劫，多起蛋家。其船雜出江上，多寡無定。或十餘艇為一艇，或一二罟至十餘罟為一朋。每朋則有	(卷20・人部8) 蛋人：秦時屠睢將五軍臨粵，肆行殘暴。粵人不服，多逃入叢薄，與魚鰾同處。蛋，即叢薄中之遺民也。世世以舟為居，無土著，不事耕織，惟捕魚及裝載為業。齊民曰為蛋家。蛋人俱善沒水，舊時繡面文身，以像蛟龍，行水中三四十里，不遭物害。稱為龍戶。常持刀槳入水與巨魚鬪。其婦女皆能汨汨。女大者曰魚姊，女小者曰蛄妹。魚大而蛄小，故姊曰魚，而妹曰蛄也。有女未受聘，則置盆花於梢，有男未聘，則置盆草於梢，以致媒妁。娶時以蠻歌相迎，男歌勝則奪女過舟成親焉。今廣州河泊所，額設蛋戶，有大罟小罟、手罟、罟門、竹箔、簍箔、攤箔、大箔小箔、大河箔、小河箔、背風箔、方網、轆網、旋網、竹笏、布笏、魚籃、蟹籃、大罟、竹笏等戶一十九色。每歲計戶稽船，稽其魚課，亦有魚課編入各縣徵輸者。諸蛋漸有知書，且有居陸成村。如廣城西周墩、林墩是也。然良家不與通姻，以其性凶善盜，多為水鄉禍。粵故多盜，而海洋聚劫，常起蛋家。其船雜出海上，多寡無定。或十餘艇為一艇，或二三罟為一朋。每朋則有數鄉舡隨之醢魚，勢便輒行攻劫，為商旅害。秋成時或劫割田禾，沙田人農有穫稻者，各以錢米與之，乃免禍患。	無し

數鄉舡隨之醢魚，勢便輒行攻劫，為商旅害。秋成時，或即搶割田禾，農人有穫稻者，各以錢米與之，乃得出沙。其為暴若此。議者謂誠以十船為一甲，立一甲長，三甲為一保，立一保長，無論地僻船稀，零星獨釣，有無咎朋及大小舡船，皆使編成甲保，互結報名，自相覺察，按以一犯九坐之條，則奸宄難匿，而盜藪可清。然清舡船及澳艇，尤為先務。		
（史料9）龍：南海龍之都會，古時入水採珠貝者，皆繡身面為龍子，使龍以為己類不吞噬。在今日人與龍益習，諸龍戶率視之為蝦蟇矣。……	（卷33・物部13）龍：南海龍之都會。新安龍穴洲每風雨即有龍起，去地不數丈，朱鬣金鱗，兩目燁燁若電。……	（卷10）龍涎：南海龍之都會，古時入水採珠貝者，皆繡身面為龍子，使龍以為己類不吞噬。在今日人與龍益習，諸龍戶率視之為蝦蟇矣。……
（史料10）鱔：（……有曰白鱔，以產池塘中烏耳者為佳。……）大抵鱔與魚相反，魚屬火可以滋陽。故蛋人多子，以多食魚。……	（卷33・物部13）鱔：粵中鱔各種。有曰白鱔，多涎沫，以產池塘中烏耳者為佳。……	（卷10）鱔：大抵鱔與魚相反，魚屬火可以滋陽。故蛋人多子，以多食魚。……
（史料11）白蜆：（……番禺海中有白蜆塘，自獅子塔至西江口，凡二百餘里，皆產白蜆。……）蛋女率於黑沙泥處取之。……凡取蜆之蛋曰蜆簋，取蝦之蛋曰蝦籃，其富者則出洋皮取大魚。蜆之利以白蜆塘為最，豪右家擅奪海中深澳以為塘，白蜆之所生，或多或少，視其人造化所至。蛋人佃其塘以取白蜆，亦復如之。故諺曰：今年白蜆多，蛋家銀滿笊。	（卷34・物部14）蜆：蜆，生於江中泥澁者殼黑，生於沙垣者殼黃，遇風雨輒能飛。老則肉出小蜆而蜆死。小蜆復散卵水上面為蜆，蛋人耙取煮之，出其肉以售於市。其美可以解蠱，干之持以遠行，不合水者宜之。……進蜆蛋人配祀將作大匠梁公廟中，稱蜆子丈人云。……番禺海中有白蜆塘，自獅子塔至西江口二百餘里，皆產白蜆。……	（卷11）白蜆：番禺海中有白蜆塘，自獅子塔至西江口，凡二百餘里，皆產白蜆。……蛋女率於黑沙泥處取之。……

まず范端昂の『粵中見聞』からみていこう。范端昂（生没年不詳、順治－乾隆年間在世）の字は呂南、広東三水県（現在の広東佛山市三水区）の人である。『粵中見聞』は35巻、雍正八年（1730）の成書といわれる⁵⁷。即ち、この書は屈大均の文字の獄（1730－1775）発生前に完成したものであることが明らかである。それでは、なぜ范端昂は屈大均『広東新語』の言葉を引用したのだろうか。その理由は、范端昂が生きた時代における屈大均の名望と『広東新語』の知名度⁵⁸によるものと言えよう。広東出身の范端昂が『広東新語』に触れることは、決して難しいことではなかっただろう。それを踏まえて、両書の蠶民関係項目を比較すれば、『粵中見聞』は『広東新語』から多くを引用するだけでなく、さらに新しい情報をも書き加えていることがわかる。

次に李調元の『南越筆記』に移ろう。李調元（1734-1803）は清中期の人で、字は羹堂、四川綿州羅江県（現在の四川徳陽市羅江区）の出身である。乾隆四十二年－四十五年（1777-1780）の間、広東学政を務め、その任期中に16巻の『南越筆記』を著した。『南越筆記』は抄輯類の書籍であり、

⁵⁷ 前掲『粵中見聞』、前言の4頁。

⁵⁸ 屈大均及び『広東新語』の影響力については、前掲『屈大均年譜』（『屈大均全集・第8冊』）、1964-1999頁を参照。

乾隆四十五年（1780）の成書・刊刻といわれる⁵⁹。『南越筆記』全体を見ると、他書を引用する場合、その書名を明記するのが通常だが⁶⁰、『広東新語』の書名のみは黙殺されている。その原因はやはり乾隆年間の文字の獄によって、屈大均の全ての書作が禁書とされたことによると思われる。和田博徳によると、禁書として『広東新語』を埋没させてしまうのを惜しんだ李調元は、『広東新語』の中の忌諱に触れる記事を削り、若干の変更を加え、『南越筆記』と改題して自らの著作としたのではなかろうかという⁶¹。ところで、なぜ李調元は禁書であった『広東新語』を閲読できたのだろうか。この理由を考えてみると、屈大均の著書は禁書とされたにもかかわらず、その流伝は絶えなかったと推測される。例えば、清代の学者・官員、龔自珍（1792-1841）でさえも、屈大均の詩集を読んだうえで、敢えてその書名を明らかにせず「夜『番禺集』を読む」と題する詩を作っている⁶²。また、『南越筆記』の抄輯に当たった李調元は、広東学政を務めていた。そのため『広東新語』を見ることも比較的容易であったと考えられる。

以上の両書の他にも、『広東新語』を参照したと思われる文献を挙げることができる。例えば仇巨川『羊城古鈔』と張心泰『粵遊小志』である。この両書は屈大均『広東新語』といくつかの類似部分があるが、蜚民についての類似内容は一箇所のみである。しかも、参照したはずの『広東新語』の書名は全く記していない⁶³。

この両書についてもここで簡単に紹介してみたい。仇巨川（？-1800）の字は匯洲、広東順徳（現在の広東佛山順徳区）の人である。その代表作『羊城古鈔』は8巻からなる抄輯類の書籍であり、没後の嘉慶十一年（1806）に刊刻されたといわれる⁶⁴。張心泰（1857-？）は江都（現在の江蘇揚州市江都区）の出身、字は幼丹、光緒年間に官僚として活躍し、7巻からなる『粵遊小志』（『粵遊小

⁵⁹ 詹杭倫『李調元学譜』（天地出版社、1997年）、5-6・11・53・56・61頁。

⁶⁰ 他書の書名を明記する具体例を挙げると次の通りである。前掲『南越筆記』巻1・粵東氣候、252頁：邱文莊『奇甸賦』云：草經冬而不枯，花非春而亦放；同掲『南越筆記』巻2・梅嶺、257頁：梅嶺者，南嶽之一支。『星經』曰南戒門戶，『漢書』曰臺山，『輿地志』曰臺嶺。

⁶¹ 前掲「広東新語・南越筆記と文字獄」、259頁。

⁶² 前掲「屈大均の詞」、109頁。

⁶³ 仇巨川纂・陳憲猷校注『羊城古鈔』巻8・23雜事・22廣州時序（広東人民出版社、1975年）、675頁：…五月自朔至五日，……士女乘舫，觀競渡海珠，買花果於蛋家女艇中。……

張心泰『粵遊小志』王錫祺輯『小方壺齋輿地叢鈔（第9帙）』吳相湘編『中国史学叢書（續編）』（台湾学生書局、1975年）、636頁：至東省龍戸、馬人，自昔豔稱，現存者惟蛋戸。諸蛋以艇為家，是曰蛋家。男未聘，則置盆草於梢，以致媒。始婚時以蟹歌相迎，男歌勝則奪女過舟。其女大者曰魚姊，小曰蜆妹。魚大而蜆小，故姊曰魚，而妹曰蜆云。（下線は筆者加筆による）

『広東新語』・『粵中見聞』・『南越筆記』・『羊城古鈔』四書における蜚民の関連記事を読むと、『羊城古鈔』巻8・23雜事・22廣州時序と題する項目は『広東新語』巻9・事語・332條・廣州時序（表1を参照）を引用したもので、題目及び内容でさえも全く変わっていないことが明らかである。また、同注『粵遊小志』の下線の部分は、『広東新語』巻18・舟語・527條・舟語及び『粵中見聞』巻20・人部8・蛋人（表1を参照）と似ている部分がある。しかし、細かい言葉遣いと語順を見ると、『粵遊小志』の蜚民記事は『広東新語』から転載したものと推察される。

⁶⁴ 前掲『羊城古鈔』、前言の1・自序の2・序の5頁。

識』）を著した。『粵遊小志』の成書年代は明記されていないが、およそ光緒九年（1883）以後に成書したといわれる⁶⁵。なぜ兩人は危険を冒してまで禁書となった『広東新語』を引用したのだろうか。それはやはり『広東新語』の史料としての価値を認識していたためだと考えられる。さらに屈大均の文字の獄は雍正八（1730）年十月から乾隆四十（1775）までに発生している。ここから推算すると、張心泰の『粵遊小志』は屈大均の文字の獄後、約百年後に作成された著作である。乾隆帝から名指しで批判された屈大均の作品を見ることは容易ではなかった。しかし、嘉慶朝の後期になると、世人が屈大均『広東新語』などの著作に触れる機会は増えたようである。例えば、汪宗衍『屈大均年譜』卒後譜、嘉慶二十五（1820）年の條に、「広州の書坊が『道援堂詩集』13巻・『広東新語』20巻を重刻した」⁶⁶とある。そのため、同治・光緒年間に生存した張心泰もまた比較的自由に『広東新語』を引用できたと思われる。

Ⅲ．『広東新語』蜑民史料の価値と限界

前述したとおり、『広東新語』は蜑民に関する重要な興味深い史料が含まれているため、後世の文人の著作にしばしば転載されている。これは『広東新語』蜑民史料の価値の高さを証明する重要なポイントというべきであろう。そのため先行研究においても頻繁に引用されているものの、その史料価値やその性格はなお明らかにされていないとも言えない。そこで以下では『広東新語』蜑民関係の史料価値と限界について考察する。

『広東新語』の価値について、屈大均はこの書の自序につぎのように言う。「旧聞に属するものは省略し、新たな知見を詳述するようにした。古い部分は三割を占めているが、新しい部分は七割を占めている。故に、新語と称するのである。『國語』は『春秋』の外伝であり、『世説新語』は『晋書』の外史であり、本書『広東新語』は『広東通志』の外志である。本書によって、広東の内を出ずして広東の外を見ることが出来る。『広東通志』の外志といっても、その広大精微な内容は天下を包括していると言えよう。」⁶⁷また、『広東新語』の潘耒（1646-1708）序によると、「（屈大均が『広東新語』を著す過程で）地理を考察して史書を調べ、身をもって検証し、自分の目で確かめ、ついに『広東新語』を書き上げた。彼は物事の観察に対して精細で正確である。道理を語ることにについては広くて明晰である。その言葉遣いは婉曲だが風刺がこめられ、昔の事を思っ今日の事を悲しみ、風紀を守って習俗をただす意向が常に言葉にあふれる。遊覧者がこれを読めば当地の風俗を観察できる。官吏がこれを読めば民衆の苦しさを了解できる。史書を作る者がこれを読めば故実を引

⁶⁵ 来新夏『清人筆記随録』（中華書局、2005年）、490頁。

⁶⁶ 前掲『屈大均年譜』（『屈大均全集・第8冊』）、2010頁：……廣州書坊重刻『道援堂詩集』十三卷、『廣東新語』二十卷。……

⁶⁷ 前掲『広東新語』、自序の1頁：……略其舊而新是詳，舊十三而新十七，故曰《新語》。《國語》為《春秋》外傳，《世説》為《晋書》外史，是書則《廣東》之外志也。不出乎廣東之內，而有以見夫廣東之外。雖《廣東》之外志，而廣大精微，可以範圍天下而不過。……

用できる。詩文を作る者がこれを読めば光彩を加えることができる」⁶⁸という。さらに、甘利広樹によると、『廣東新語』の内容は広東の歴史・地理・人物・風俗・経済・物産など幅広い分野にわたっており、明清代における広東の百科事典と評されている⁶⁹。それゆえ、『廣東新語』所収の蜑民記事にも精細、広範という特徴がある。

『廣東新語』の史料にもとづいて、あらためて広東の蜑民の基本情報を整理すると、以下のようになる。広東内の蜑民は長期的に船上で暮らす民衆である。彼らの職業は漁業を主とし、また商売にも従事した。さらには兵隊に入り水軍となった者もいる。明代以降、とくに波乱の明末清初期に広東の蜑民は水陸の諸盗賊と結託して海賊となり、陸地民を劫掠した。蜑民は法的には良民と認定されたが、特殊な風俗と水上の生活習慣を持つので、通常の社会的地位を有さなかった。明代に入ってから、朝廷は河泊所を通じて19種類の蜑民を統轄し、賦税を収めさせていた。さらに、一部の蜑民は陸地民と融合して上陸した。ところが、蜑民の生活方式と陸地民の固定観念を改変することは容易なことではないので、蜑民は長期にわたり差別的な待遇を受けて社会の最底辺に置かれていた。

これらの蜑民関係史料は屈大均が生きた時代、即ち明末清初期の広東の蜑民の状況を反映する。更に、まさに屈大均の自序が言うとおり、この書物は広東の状況を反映するのみならず、広東以外にも適用することができる。従って、他の地域に生きる蜑民を考えるうえでも非常に有用な史料だと考えられる。

最後に、『廣東新語』の成書に至るまで、幾多の優れた文人の著作や筆記において広東の蜑民記事が書き記されてきたが、『廣東新語』蜑民関係史料の大部分は前人の著作にはほとんど見えないものである。しかし、一箇所だけは明末期の新安（現在の深圳南山区・香港）知県周希曜の「條議十四款（以下「條議」と略称）から引用したことが確認できる。以下に挙げたものはこの「條議」の原文である。

一編蜑甲以塞盜源，看得海洋聚刦，多出蜑家，故欲為海上清盜藪，必先於蜑家。窮盜源何也。蜑艇雜出，鼓棹大洋，朝東夕西，棲泊無定。或十餘艇或八九艇，聯合一鯨。同罟捕魚稱為罟朋，每朋則有料船一隻隨之醺魚。彼船帶米以濟此蜑，各蜑得魚歸之。料船兩相貿易，事誠善也。但料船素行鮮良，忽伺海面商漁，隨伴船少，輒糾諸蜑，乘間行刦，則是捕魚而反捕貨矣。當事者未嘗不三令五也，然彌盜之方，總不外於總甲。今議十船為一甲，立一甲長；三甲為一保，立一保長。無論地僻船稀，零屋獨釣，有無罟朋，大小料船俱要附搭成甲，編成一保。互報姓名，自相覺察，按以一犯九坐之條，並繩以朋罟同鯨之罪。甲保一嚴，奸船難閃。則盜藪不期清而自清，盜源不期塞而自塞⁷⁰。（筆者加筆：『廣東新語』との類似箇所は____で示している。）

⁶⁸ 前掲『廣東新語』、潘序の1頁……考方輿，披志乘，驗之以身經，徵之以目睹，久而成《新語》一書。其察物也精以核，其談義也博而辨，其陳辭也婉而多風，思古傷今，維風正俗之意，時時見於言表。遊覽者可以觀土風，仕宦者可以知民隱，作史者可以徵故實，摘詞者可以資華潤。……

⁶⁹ 前掲「『廣東新語』にみる広東の山寇の性格」、40頁。

⁷⁰ 舒懋修『（嘉慶）新安縣志』卷22・芸文志・條議・知県周希曜條議十四款（上海書局、1974年）、564頁。

『広東新語』史料8の後半部は、この周希曜「條議」の記事と重なる部分が多い。旌徳県（現在の安徽宣城市旌徳県）出身の周希曜は、崇禎十三年－十六年（1640-1643）に新安知県に任命された⁷¹。この「條議」は彼の任期中に朝廷に上奏した文と推察される。つまり、『広東新語』成書の約40数年前のことである。従って、屈大均は周希曜「條議」から上記の記事を引用したのであろう⁷²。しかし、二史料を比べると、内容に相違もある。例えば、「故欲為海上清盜藪，……泊無定」、「彼船帶米以濟此蛋，……總不外于總甲」と「並繩以朋罟同鯨之罪……奸船難閃」という情報は史料8に見られない一方で、史料8において蜑盜の内容は大きく増補されている。このことから、屈大均が蜑家艇という条目を撰する際、周希曜の「條議」を参考にしたうえで、それらに対して削除や加筆を行ったと言える。さらに、周希曜「條議」に比べて屈大均の記述の方がより詳細である。

前述の通り、屈大均は『広東新語』を執筆する時、既存の書物と地方誌に目を通したのみならず、現地調査も重視した。11点の史料が示すように、『広東新語』は蜑民の生活や風俗面に至るまでを記し、既存の記述にはあまりなかった全面的な説明がなされている。そのため、後世の文人が『広東新語』蜑民史料の一部を転載したことも不思議ではない。

以上のように『広東新語』に関する蜑民史料の価値をまとめたうえで、最後にその史料の限界について考察を加えたい。それは主に次の3つにわけられる。

第一に、『広東新語』蜑民関係史料によって蜑民の生活の実態が紹介され、その風俗及び陸地民との関係についても詳しく記されているが、一部の問題についてははっきり記録されていない。例えば、広東地区は古来から海上交通の重要な拠点であり、海上貿易が盛んであった。また、蜑民は水上航行の重要な担い手である。よって、海商の中にも蜑民が含まれると予想されるが、残念なことに、これについて『広東新語』にはほとんど記述がなされていない。もう一つは、河泊所が蜑民より徴収した漁課の額や如何なる徴収を行っていたかについても記されていない。しかし、この二問題についての史料は極めて少ないため、さらなる研究を進めることは難しい。

第二に、蜑家賊（史料2）、蜑歌（史料7）という表記には屈大均からの蔑視の意味が込められている。時代や階級に制約され、また陸地民と生活習慣が異なるなどの原因によって、文人としての屈大均もまた言葉遣いの面で蜑民に対する多少の軽蔑を含んでいる。古代の文人は社会の正統な観念を代表する者と言えるため、屈大均の文章に影響されて、一部の陸地民が蜑民に対する偏見と差別を深めた可能性もある。

第三に、『広東新語』蜑民史料の大部分は前人の著作にはみられず、『広東新語』によってのみ知

⁷¹ 前掲『（嘉慶）新安県志』巻5・職官志・文官表、167頁。

⁷² また、『広東新語』巻2・地語・67條・永安県と巻7・人語・262條・永安諸盜で葉春及『石洞集』及び葉春及編『（万曆）永安県志』にある永安県に関する記事をそのまま引用している。その理由としては、『（康熙）永安県志』の編纂に携わった屈大均は、その過程で『（万曆）永安県志』の内容に触れ、葉春及の文章を引用するに至ったと考えられる。前掲『『広東新語』にみる広東の山寇の性格』、42頁。

られるものである。しかし、屈大均が『広東新語』を著した時、古い部分は三割を占めていたという。そのなかでは、蜑民の記事については「條議」に関わる一箇所だけが先行文献から摘記したものであることが判明したが、「條議」以外に屈大均が引用したことを確認できる史料は今のところ見当たらない。また、「條議」は『広東新語』成書の40数年前に作成された文書であるため、屈大均の当時の現実を反映していない情報が含まれている可能性がある。

おわりに

本稿では、まず先行研究に依拠し、『広東新語』の成書と刻成時期について検討を加えた。次に『広東新語』に見られる蜑民関係史料を解説したうえで、史料的价值とその限界に重点を置いて考察を行った。その要点は次のようになる。

呉建新の研究に基づけば、『広東新語』の成書時期は最も早くて康熙二十六年の秋分頃と思われる。「復汪栗亭書」には屈大均の母・黄氏が「年84歳」という情報がある。同時に、『広東新語』の刻成時期は屈大均がこの手紙を書き上げた年代より早かったということが読み取れる。『広東文選』序の日付及び「先夫人耐葬記」によれば、それは康熙二十六年10月16日から康熙二十六年年末までに書き上げられたと推定できる。そのため、『広東新語』は康熙二十六年の秋分以降より遅くとも康熙二十六年年末ほどの間に刻成したと言える。

この書物には計11箇所の蜑民関係史料があり、広東の蜑民の日常生活、風俗習慣さらには朝廷による蜑民の統制などの記述が多く含まれている。史料として大きな価値を有するため、後世の文人の書籍・地方志及び論考は多くこれらの史料を引用した。例えば、『粵中見聞』・『南越筆記』・『羊城古鈔』・『粵遊小志』四書の蜑民関係史料の記事はほぼ『広東新語』から転載した二次史料に過ぎないことがわかる。それらは清代における広東地方を知るためには有用な書籍と考えてよいが、蜑民関係史料を用いる場合には、第一に『広東新語』を参照すべきである。一方、蜑盗の問題と蜑民への管制について屈大均は崇禎期の新安知県周希曜の「條議」を摘記しているが、記事の内容は屈大均の著作の方が詳しい。以上の考察から、『広東新語』中の11点の蜑民史料が貴重である事は疑いない。しかし、本稿の検討に基づけば、『広東新語』にみられる蜑民関係史料には漁課の上納のことが不明であるなどの限界がある。また蜑民への呼称に対する言葉遣いから見る限り、多少の輕蔑を含む傾向が見られる。さらに、先人の記事を引用した部分が含まれるため、必ずしも全ての蜑民関係史料が屈大均が生きた時期の状況を反映しているものとは言い切れない。

なお、蜑民研究という観点から言えば、屈大均の視野を超えた研究も必要となる。例えば、清初期における遷界令の発布と廃止が、蜑民の生活にどのような影響を与えたのか。さらに、蜑民は漁民、盜賊、水軍などの多様な身分を持っていたが、この多様な身分の変化に関する社会的要因はどのようなものであったか。これらの問題についてはさらに別の史料を検討することが必要となる。今後の課題としたい。